

1 序論

プランの位置付け

「清須市第2次総合計画」に基づいた行政運営を推進し、市の将来像や7つの政策の実現を図るため、その下支えとなる行財政基盤の構築に向けた**市の行財政改革の方向性**を定めるとともに、必要となる**具体的な取組項目**を定めるもの

プランの期間

平成29年度から平成31年度までの3年度間
 ※第2次総合計画（基本計画）の前期計画期間と同様

2 現状と課題

第2次行政改革大綱の重点項目別の成果と課題

① 行政体制の再構築

合併によるスケールメリットを最大限に発揮するため、定員管理の適正化等を推進

【職員数】

446人(H23) → 418人(H28)

再任用職員や臨時職員等を含めた定員・配置の適正化を図り、課題や変化に的確に対応した、簡素で効率的な行政体制の構築を進めていくことが必要

② 事務事業の再構築

事務事業の見直しや受益と負担の適正化、補助金の見直し等を推進

【行政改革効果額（全体）】

10億84百万円(H24～H28)

第2次総合計画に基づいた行政運営を進める上では、行政評価を活用して有効性と効率性の定期的な測定を行うなど、引き続き事務事業の見直しに努めることが必要

③ 公共施設の再構築

「清須市公共施設のあり方基本方針」に基づき、公共施設の適正配置を推進

【公共建築物の延床面積】

184,415㎡(H28.4.1現在)

公共施設等に係る財政負担の増加が見込まれる中、長期的な視点をもって、公共施設の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に進めるとともに、効果的・効率的に維持管理を行うことが必要

④ 財政システムの再構築

歳入確保の取り組み等により、市民サービスの低下を招かないよう、財政システムの再構築を推進

【基金残高】

6,511百万円(H27年度末)

第2次総合計画で掲げる目標の実現に向けた取り組みを着実に進めるためには、引き続き計画的に市債や基金を活用して持続可能な財政システムを構築し、健全な財政運営を行う必要

⑤ 協働の推進

市民と行政がともに手を携えながら地域社会を支えていく、「行政と市民の協働」の実現を推進

市民ニーズの多様化・高度化や地域のつながりが希薄化する中、多様な機会・場所を通じて、多様な主体が市政に参加できる環境づくりを推進する必要

3 改革の方向性

方向性①

更なる市民サービスの向上

■合併以来の懸案であった本庁方式への移行を契機として、更なる市民サービスの向上を目指す

方向性②

持続可能な財政基盤の確立

■今後直面する市町村合併に対する財政措置の終焉を見据えて、持続可能な財政基盤の確立を目指す

方向性③

市が有する経営資源の効果的・効率的な活用

■第2次総合計画に基づく行政運営マネジメントを展開する上で、市が有する全ての経営資源の一層効果的・効率的な活用を目指す

方向性④

多様な主体との連携・協働

■市町村合併による清須市の誕生から13年目を迎える中、市の総合力を高めていくため、地域一丸となった公共サービスの提供体制の構築を目指す

4 重点改革項目と具体的な取組項目

(★は総務省の「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8.28) 関係の取組項目、**新規**は新たな取組項目)

方向性①更なる市民サービスの向上

<重点改革項目 1>

市民サービス提供体制の再構築

- 受益者である市民目線に立った市民サービスを提供するため、市民サービスの提供体制の再構築に取り組む
 - (1) 子育て世代包括支援センターの設置**新規**
 - ・平成 32 年度開設目途に設置を検討等
 - (2) マイナンバーカードを利用した子育てワンストップサービスの導入**新規**
 - ・平成 29 年度中の導入等
 - (3) マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入★**新規**
 - ・平成 31 年度運用開始を目途に導入
 - (4) コンビニ収納の拡大
 - ・平成 30 年 4 月以降、介護保険料等に係るコンビニ収納を順次導入
 - (5) 市民サービスセンターのあり方検討
 - ・コンビニ交付の導入とあわせて検討
- ###### <重点改革項目 2>
- ###### 民間活力の有効活用
- 市民サービスの質の向上と効率的な提供を進めるため、民間活力の有効活用に取り組む
 - (6) 指定管理者制度の拡充★
 - ・社会教育施設や観光施設等への導入に向けた検討等
 - (7) 窓口業務の民間委託導入に向けた検討★**新規**
 - ・民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務について導入を検討
 - (8) 公共サービスの民営化
 - ・平成 32 年度の開園目途に一場保育園を認定こども園化等

方向性②持続可能な財政基盤の確立

<重点改革項目 3>

事務事業の再構築

- 真に必要な分野への経営資源の重点的な配分を進めるため、事務事業の再構築に取り組む
- (9) 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善
 - ・「事務事業評価」・「施策評価」の実施と外部評価の実施
- (10) 公共施設等の維持管理契約の適正化**新規**
 - ・一括発注の可能性を検討
- (11) 情報システムのクラウド化★**新規**
 - ・平成 34 年度の更新を見据えて検討

<重点改革項目 4>

健全な財政運営

- 財政運営の持続可能性を確立するため、健全な財政運営に取り組む
- (12) 財政中期試算を踏まえた財政運営
 - ・予算配分の重点化・効率化等
- (13) 公共施設使用料の適正化
 - ・平成 31 年 10 月を目途に定期的な見直し等
- (14) 国民健康保険事業の運営のあり方検討
 - ・収支均衡策を含む運営のあり方を定期的に検討等
- (15) 下水道事業への公営企業会計の適用★**新規**
 - ・平成 31 年度を目途に適用等
- (16) 下水道事業に関する経営戦略の策定★**新規**
 - ・次期「経営戦略」を策定

方向性③市が有する経営資源の効果的・効率的な活用

<重点改革項目 5>

市有財産等の最適な管理・運用

- 一層の有効活用を推進するため、市有財産等の最適な管理・運用に取り組む
- (17) 公共施設マネジメントの推進
 - ・個別施設計画の策定に向けた検討過程を通じて、公共施設等の更なる集約化等を検討
- (18) 統一的な基準による財務書類等の作成・活用★**新規**
 - ・公共施設マネジメント等への活用等
- (19) 市有財産等を活用した自主財源の確保
 - ・平成 30 年度の運用開始を目途に「広報清須」への有料広告掲載等

<重点改革項目 6>

人材の有効活用と育成

- 市が有する人材を経営資源として積極的に活用するため、人材の有効活用と育成に取り組む
- (20) 定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し
 - ・本プランに基づく行財政改革の取組効果を生かした定員の適正化の推進等
- (21) ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進
 - ・特定事業主行動計画で定める目標実現に向けた取り組みを着実に実施等
- (22) 職員研修の充実と人事評価制度の適正運用
 - ・必要となる能力にあわせた質の高い研修を着実に実施等

方向性④多様な主体との連携・協働

<重点改革項目 7>

市民協働の推進

- 多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するため、市民協働の推進に取り組む
- (23) 市民活動団体への支援**新規**
 - ・市民活動団体の活動等に係る情報の集約・一元化と市民への積極的な発信等
- (24) 市民協働による事業の促進
 - ・庁内の体制整備等

<重点改革項目 8>

官民連携の推進

- 民間企業が有する様々なノウハウや資源を行政運営に積極的に生かしていくため、官民連携の推進に取り組む
- (25) 市内企業との連携推進
 - ・庁内の体制整備
- (26) ふるさと納税制度における市内企業との連携強化
 - ・協賛企業拡大と魅力的な返礼品の贈呈

5 プランの進捗管理

毎年度、具体的な取組項目（26 項目）ごとの進捗状況について、過年度の取組結果と、その結果に基づく当該年度以降の取組予定を整理し、外部の有識者で構成する「清須市行政改革推進委員会」からの意見聴取等を実施するとともに、市ホームページ等により公開